**平成２４年（フ）第９号**
岐阜県大垣市上石津町上原277番地
債務者　桑原　幸三
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２３年（フ）第３１３３号**
名古屋市千種区池下１丁目１番21号　湯口マンション107号
債務者　土方　澄子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　拓哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７９号**
京都府福知山市字長田781番地の１
債務者　老田　徳廣
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三野　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２４年（フ）第１１６号**
さいたま市北区櫛引町２丁目366番地
債務者　佐藤　良夫
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１８３５号**
大阪府交野市私市８丁目６番10号
債務者　野原　廣次
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第９号**
長野市若宮１丁目５番地６
債務者　上野　和幸
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３１６号**
札幌市北区新琴似４条15丁目４番４号
債務者　高山　幸児
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３１７号**
札幌市北区新琴似４条15丁目４番４号
債務者　高山　智恵
1　決定年月日時　平成24年２月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和征
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２９号**
静岡市駿河区中田１丁目６番26号　パティオコート１Ａ号
債務者　増田　文昭
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒巻　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第２２６４号**
札幌市北区新川３条16丁目６番７号
債務者　柴崎　彩子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３６９号**
北海道江別市大麻元町185番地の２　マンションパークサイド101号室
債務者　松村　　謙
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３７０号**
北海道江別市大麻元町185番地の２　マンションパークサイド101号室
債務者　松村　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３４８８号**
北海道石狩市花川南７条４丁目191番地　ポプラハイツ202号
債務者　田畠　英樹
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３５７２号**
札幌市白石区平和通17丁目南１番16号　ロードリバー平和通503号
債務者　後藤　正樹
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第７号**
札幌市東区北23条東13丁目１番８―203号
債務者　森本未知男
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第８５号**
札幌市南区川沿８条２丁目２番36号　プラドール藻南Ｂ201号
債務者　近江　恵美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２号**
北海道紋別郡湧別町中湧別南町536番地の１
債務者　玉木　雅敏
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２４年（フ）第３号**
北海道紋別郡湧別町中湧別南町536番地の１
債務者　玉木　玲子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係